# 2018年度(平成30年度)第2回福山市入札監視委員会会議概要

### 1 会議名

2018年度(平成30年度)第2回福山市入札監視委員会

### 2 開催日時・場所

2018年(平成30年)11月29日(木)13時00分~14時00分 福山市役所本庁舎3階 中会議室

### 3 出席者

委 員	宮地委員長, 山崎委員, 沼田委員, 金浦委員, 大島委員(計5名)
関係部課長	(市長部局等)
	建設管理部長,建築部長,契約課長,公園緑地課長,営繕課長,
	建設政策課長,技術検査課長,道路整備課長
	(上下水道局)
	経営管理部長,工務部長,管財契約課長,下水道施設課長

### 4 会議の概要

## (1) 抽出案件の審議

抽出案件の審議に入る前に、2018年(平成30年)4月から10月末までの契約状況について、契約課長から次の通り説明を行った。

「2018年(平成30年)4月から10月末までの福山市分の入札件数は,359件で,落札率は92.34%である。また,上下水道局分の入札件数は,188件で,落札率は88.05%である。福山市分の落札率が,前年度と比較して2.98ポイントの増加となっているが,これは予定価格が1億5千万円以上の大型案件2件において,落札率がいずれも99%を超える結果となったためで,この2件を除くと落札率は89.64%となる。」

続いて、2018年(平成30年)4月1日から同年9月30日の間に開札を行った工事を対象に、担当の委員が事前に抽出した案件(①~⑤)について審議を行った。

- ① (仮称) 競馬場跡地公園整備工事
- ② 福山市商業施設1階他防火シャッター改修工事
- ③ 福山市井之端住宅3号棟他解体工事
- ④ 通信設備移設工事(総合体育館周辺道路・30-4)
- ⑤ 水呑ポンプ場上家耐震化工事

## ○ 抽出案件の審議内容

抽出されたそれぞれの案件について, 先ず案件の抽出を担当した委員が選定理由を 説明した後, 関係職員がそれぞれ工事の概要・入札状況について説明し, 各委員から の質疑に対する回答を行った。

抽出案件に対する主な質疑応答は次の通りである。

## 抽出案件① (仮称) 競馬場跡地公園整備工事

Q1 予定価格が8億4,127万円と高額であるにもかかわらず,1者しか入札 に参加していないこと,及び,それにもかかわらず落札率が99.5%と高いことが疑問である。

1者しか入札がなかった案件ということで、発注段階で入札参加者が少ない ことが予想されたのであれば、発注の方法をもう少し工夫することで、高落札 率を回避することができたのではないかと思い本件を取り上げた。

A1 この工事は、福山市営競馬場跡地整備事業の一環で、約2haの敷地に、かつての競馬場の走路を想起させる一周約400mの楕円形の回遊園路、常緑樹、サクラ、ばらの植栽、広大な芝生広場(約7,700m2)及び大型複合遊具などを備えた公園を整備することで、市民に緑豊かな憩いの空間を提供するもので、工事内容は、造成工や擁壁工をメインとした基盤整備工、雨水排水設備工や遊戯施設整備工、舗装といった施設整備工、及び植栽工などの多様な工種を総合的に施工するものである。

本件は、請負設計金額が8億4,127万320円であるため、「福山市条件付一般競争入札事務処理要綱」及び「福山市建設工事共同企業体取扱要綱」の規定に基づき、入札参加資格として、対象工事と同種・同規模の施工実績を求め、また共同企業体に対して発注したものであり、この入札参加資格要件を満たす代表構成員(A)群は16者程度と把握していた。

なお、入札結果は、入札参加者が、現在の手持ち工事の状況や、技術者の他工事への配置状況及び仕様書の内容等を総合的に判断した結果と考えており、入札参加者が1者で、落札率が99.5%となることは、発注段階では予想できなかった。

- Q2 入札参加者が1者であったことについては理解したが、この案件の落札率が 他の案件と比較してこれほど高い理由は、何か考えられるのか。
- A2 本件は、多種多様な工種から成る工事であることに加え、現場の特徴として、 公園内だけの工事ではなく、敷地内または近隣で同時に行われている関連する

道路工事等他の複数の工事との調整が必要であり、こうした施工条件に伴う経費を上乗せして見積もった結果、予定価格に近い見積金額となり、高い落札率になったのではないかと考えている。

## 抽出案件② 福山市商業施設 1 階他防火シャッター改修工事

- Q3 予定価格が1,100万円と低くない金額であるにもかかわらず入札参加者 が1者しかいなかったことは疑問であったため本件を取り上げた。
- A3 この工事は、商業施設「福山RiM」の防火設備定期点検で指摘を受けていた防火シャッターの不具合箇所について改修を行うもので、工事内容はシャッター部品を交換し調整するものである。

本件は、その工事内容から、「建築一式工事」での発注は行わず、「建具工事」 として専門業者へ発注したものであり、入札参加資格要件を満たす業者数は1 0者程度と把握していた。

なお,入札結果は,入札参加者が,現在の手持ち工事の状況や,技術者の他工事への配置状況及び仕様書の内容等を総合的に判断した結果と考えており,入札参加者が1者となることは発注段階では予想できなかった。

- Q4 本件は、シャッターの改修のみで関連する工事がないため「建具工事」で発注したとの説明であったが、通常シャッターボックスは天井側に隠れていることが多いが、この案件では天井改修等の作業は発生しなかったのか。
- A 4 本件は、関連工事がなく、シャッターと部品の交換と調整のみで完了するため、「建具工事」として発注した。
- Q5 シャッターは何台くらいあったのか。
- A5 本件は、30箇所で30台のシャッターの改修があった。

### 抽出案件③ 福山市井之端住宅3号棟他解体工事

Q6 入札者24者中23者が失格となっていること,及び,それにもかかわらず 落札率が84.6%とそれほど高くないことが疑問である。

24者も入札していれば、1者くらいはもっと高い金額で入札しようと考えるのではないかと疑問に思い本件を取り上げた。

A6 この工事は、老朽化した木造平家建の市営住宅を解体し、敷地内の整地を行い、周辺の住環境改善を図るための工事である。

本市では、「福山市建設工事最低制限価格事務取扱要領」に基づき、市が積算 した工事費を基に、「最低制限価格の基準価格」を算定し、開札時に、この「最 低制限価格の基準価格」を、電子計算機により自動調整した上で、案件毎に最 低制限価格を設定して入札を実施しているところである。

本件においては、全ての業者が最低制限価格付近で入札した結果として、2 4者中23者が最低制限価格を下回って失格となったものであり、落札率については、最近の解体工事の落札状況を見る中で、平均的な落札率であったと考えている。なお、最低制限価格の設定については、当該要領の規定に、同様に予定価格の設定についても、公表されている積算基準及び単価等に基づき適正に積算しており、問題はなかったと考えている。

また,前回の入札監視委員会で報告した2018年(平成30年)4月から適用している電子計算機による最低制限価格の自動調整幅の変更について,上半期の状況について報告すると,本年4月以降,市長部局発注の工事で,複数(2者以上)の入札参加者があった案件289件の内,落札者を除く他の入札者全員が最低制限価格未満で失格となった案件数は15件であり,発生率約5.2%である。昨年度は,開札を行った案件734件のうち55件で発生しており,発生率約7.5%であることから,昨年度実績と比較すると,2.3ポイント低下していることから一定の効果は出ているものと考えており,引き続き入札結果を十分注視していく必要があると考えている。

- Q7 今年度,複数の入札者がいたが,落札者を除く他の入札者が最低制限価格を下回って失格となり,結果として1者のみが有効な入札者として残った案件が15件との説明があったが,今年度,入札者がいたにもかかわらず,全者が最低制限価格を下回って失格となり,落札者がいなかったという案件は何件くらいあるのか。
- A7 申し訳ないが、本日は資料を持ち合わせていないため、具体の件数はお答えできない。
- Q8 感覚的な把握でもかまわないが、そのような状態は起こっていたと考えて良いか。また、頻度は1者のみ残っている15件と同程度と考えて良いのか。
- A8 感覚的な答えとなるが、全者が最低制限価格を下回り、結果として落札者がいなかった案件は、今年度1件程度の発生だと思われ、昨年度と比較して発生

件数は減少していると考えている。

Q9 従前、1者だけが残り他者が失格となっている案件の問題点は、残った1者の入札金額が高く、結果として落札率が高くなり、入札の意味があるのかと疑問に感じられることにあったと考えているが、今回抽出された案件は、残った1者の落札率も高くなく、公正な競争が行われた結果だと捉えられるので、その意味では問題は無いように思う。

ただ、先の説明にあったように、1者だけ残った案件が15件あり、全者失格の案件が1件程度しかないという状況は、発生頻度に大きな開きがあって、不思議な気がする。また別の機会でもよいので、この点について何らかの検討をして、報告をしてもらいたい。

A 9 了解した。

## 抽出案件④ 通信設備移設工事(総合体育館周辺道路・30-4)

Q10 この案件は随意契約の案件であり、随意契約となった理由として、「国土交通省の意向を踏まえ、同種工事の施工実績を有する唯一の市内業者である当該業者と契約した」と記載されているが、「国土交通省の意向」の具体的内容及びその意向がどのような形で示されているのか疑問である。また、市内業者に限定する必要性についても疑問であったため本件を取り上げた。

A10 この工事は、本市が行う総合体育館周辺道路工事に伴う補償工事として、国 土交通省が所管する芦田川河川を監視する芦田川水系ライブカメラ関連の光 ファイバーケーブルの移設を行うものである。

「国土交通省の意向」の具体については、本件の施工に先立ち、設備の設置者である国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所と協議を行っており、 その中で、

- ・ 昨今の大雨及び台風などの過去に例を見ない異常気象が頻発していることもあり、年度当初の工事発注であれば(出水期(6月15日)までに)工事を完了させること。
- ・ 設備の重要性に鑑み、ライブカメラに何か不具合が発生した場合は、迅速に修理等の対応が可能な施工実績を有し工事内容に精通した業者に施工させること。

の2点を強く求められたものである。

こうした国土交通省の意向や,工事が出水期までに完了しなかった場合のデメリットなどを踏まえるなかで,本市としては,本件工事について出水期であ

る6月15日までに完了させる必要があると判断し、特殊資材や試験測定材料の調達から工事の施工を含めて迅速で円滑な実施が可能であり、不具合が発生した場合には迅速で的確な修理等の対応も可能であることから、同種工事の施工実績を有する業者に行わせることが適当であると判断し、当該業者と随意契約を行ったものである。

Q11 緊急時に対応が可能だということで、市内業者に発注する必要があったということで良いか。

A11 そのとおりである。

### 抽出案件⑤ 水呑ポンプ場上家耐震化工事

Q12 予定価格が3,446万円と比較的高額であるにもかかわらず,入札参加者が1者のみであったことが疑問であることから本件を取り上げた。

A12 この工事は、水呑ポンプ場の鉄骨造の上家を耐震化するもので、大規模工事や特殊な工事ではなく、その内容は、耐震性の低い壁に対して鉄骨の筋交いを追加するものである。

当該工法は、鉄骨造建築物に対する耐震化工法として一般的な工法であるため、「福山市上下水道局条件付一般競争入札事務処理要綱」に基づき、入札参加資格要件として、「建築一式工事」の発注金額に対応する等級の市内業者で、年間平均完成工事高が予定価格以上であることとし、施工実績については求めないこととした。しかし、工事内容及びポンプ場の特性を鑑み、工事成績の優秀な者の受注機会を拡大することで工事品質の向上を図ることを目的とする「工事成績条件付一般競争入札試行要領」の対象工事として、一般競争入札に付したものである。

この条件を満たす入札参加資格者は23者あると把握していたが、結果的に入札参加者が1者となったもので、このことは発注段階では予想できず、各入札参加者が技術者の配置状況や仕様書の内容などを総合的に判断する中で、対応した結果によるものと考えている。

Q13 工事内容は一般的な耐震化工事と考えてよいのか。

A13 そのとおりである。

Q14 現状,よく聞く話として,建設業者はオリンピックの影響で大変忙しいという話を聞く。案件1とも関係してくるが,入札に参加できる条件を満たすものは複数者,本件では23者あり,結果として1者となることは予想できなかったと言われるが,本当に予想できなかったのだろうか。現在の社会経済状況を踏まえれば,ある程度見込まれることではなかったのか。

また、耐震化工事を可及的速やかに行わなければならないことは理解しているが、工事を発注するタイミングが、オリンピック等の影響で建設業者が忙しいと言われるこの時期になったのはなぜか。社会経済状況等を踏まえ、もう少し発注時期を変えることはできなかったのか。

- A14 ポンプ場の耐震化については、計画的に実施しており、本件のポンプ場もポンプの更新と併せて耐震化工事を行う関係で、このタイミングでの発注となったものである。
- Q15 計画的に実施しているということだが、この時期に工事を行うことは、計画の中で決められていたことで、計画を作った段階では、この時期に建設業者が多忙化していることは予想できなかったので、この状況はやむを得ないということでよいのか。
- A15 本件の発注段階では、受注可能な業者は23者あり、建設業界が多忙化しているとは言え、十分に競争性が発揮されると考えていた。
- Q16 本件工事を東京オリンピック後にしようという話は出てこなかったと思うし、それは難しいとも思うが、本件のような結果を踏まえれば、今後も同様の状況が発生することが考えられ、今回の結果を踏まえて計画を見直していくことは可能なのか。
- A16 ポンプ場の耐震化については、ポンプの更新との関連性もあり、なかなか 計画を見直すというのは難しいと考えている。なお、時期を逸することがあ ってはいけないので、早期に取組を進めていきたいと考えている。
- Q17 上下水道局に限った話ではなく、市長部局の入札においても、本件や案件 1のように、しっかりとした競争性が確保できていないのではないかという 疑問を差し挟む余地が生じている中で、発注の計画というものに影響を与 え、場合によっては見直しを考える必要があるではないかと思うがいかが か。

A17 地方自治体は住民の負託に応える予算を作り、予算には政策が反映されている。本市の予算案や政策案は、工事発注前に公表しているものもあるので、政策・予算を確実に実行して市民の負託に応えるためにも、受注を通してその実行の一翼を担う地元業者の方には、発注前から市が公表する予算案や政策案に目を通して受注計画に活かしてもらうよう期待したい。

加えて、市及び上下水道局では、4月1日と10月1日に当年度の工事の 発注予定を公表している。これは確定した予算に基づく工事発注の予定であ るので、これをしっかりと周知し、多くの方に参加して頂き、しっかりとし た競争性のある入札が担保されるよう努めていく。

- Q18 上下水道局の上半期の発注案件において、1者のみの入札であった案件は 3件あったが、これをどのように捉えているか。多いと考えるか。
- A18 1者入札となった案件は、業者が、それぞれの工事の現場の施工条件等を 考慮した結果であると考えている。現場によっては、施工条件の難しさから どうしても業者に不人気な案件もあり、それが1者入札に繋がったのではな いかと考えており、3件という結果は多いとは考えていない。

なお、本件については、発注工種が「建築一式工事」であり、建築工事は オリンピック以外にも民間工事の発注が旺盛であることに加え、上下水道局 の発注案件は土木系の工事が大半を占めており、建築工事を発注することは 稀であるため、建築業者が本件の発注を見逃していた可能性があったのかも しれないと考えている。

以上

### ○ まとめ

抽出案件について、委員会から付された意見はなかった。

- (2) 入札及び契約手続の運用状況についての報告
  - 指名除外措置運用状況

2018年(平成30年)4月1日から同年9月30日の間に指名除外措置をした (市長部局分)5事案10者の状況について契約課長が報告し、(上下水道局分)3 事案3者の状況について管財契約課長が報告した。

- (3) その他
  - 次回委員会の開催時期について2019年(平成31年)5月下旬の予定

・ 次回で審議の対象とする工事案件の抽出について

2018年(平成30年)10月から2019年(平成31年)3月までを対象とし、引き続き入札監視委員を務めた場合には宮地委員長が担当する。

また、抽出担当委員が案件を抽出する際の資料(「発注工事一覧表」)の、特に随意 契約の項目について、案件を抽出する際の判断材料となる情報量をもう少し増やし てもらいたいと、資料の見直しについて要望があった。